

○環境省令第16号

環境省設置法(平成十一年法律第百一号)及び環境省組織令(平成十二年政令第256号)を  
実施するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月十二日

環境大臣 江田 五月

環境省組織規則の一部を改正する省令

環境省組織規則(平成十三年環境省令第1号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項第三号中、「有明海・八代海総合調査評価委員会」を、「有明海・八代海等総合調査評  
価委員会」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○総務省告示第308十六号

町を市とする処分

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八条第三項の規定に基づき、石川郡野々市町を野々  
市市とする旨、石川県知事から届出があったので、同項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十三年十一月十一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十三年八月十二日

総務大臣 片山 善博

○総務省告示第308十七号

市の境界の確定

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の二第一項の規定に基づき、仙台市と名取市と  
の境界を次のとおり決定し、これが確定した旨、同条第五項の規定に基づき、宮城県知事から届出が  
あったので、同条第六項において準用する第九条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年八月十二日

総務大臣 片山 善博

名取川河口付近における仙台市と名取市との境界については、別図のとおり現在の境界線の東端の  
地点であるP0、名取川兩岸の水際の中点であるP1、P2、P3、P4、P5、P6及び名取川  
河口の中点であるP7を順次直線で結んだ線を境界とするものであり、各点の位置については次の  
とおりとする。

- P0 北緯三八度一〇分四八秒九七〇〇、東経一四〇度五七分〇三秒九三〇〇〇
- P1 北緯三八度一〇分四七秒五八四〇一、東経一四〇度五七分〇四秒九〇六八六
- P2 北緯三八度一〇分四四秒一四三七〇、東経一四〇度五七分一〇秒八四一一七
- P3 北緯三八度一〇分四〇秒六六四一一、東経一四〇度五七分一八秒九〇三九三
- P4 北緯三八度一〇分三四秒二三五〇三、東経一四〇度五七分三二秒六三一一五
- P5 北緯三八度一〇分三〇秒四四〇一三、東経一四〇度五七分三八秒一八三九八
- P6 北緯三八度一〇分二七秒四〇七九七、東経一四〇度五七分四一秒〇五二九八
- P7 北緯三八度一〇分二六秒四〇九二〇、東経一四〇度五七分四五秒九一四八三

